

令和7年度事業について

高齢者事業における今後の取組みについて（案）

現状と課題の整理

- 高齢化が進む中で、薬物有害事象が問題となりやすい高齢者の薬物療法の適正化（ポリファーマシー対策）はますます重要な課題となっている。
- ポリファーマシー対策を推進するため、厚生労働省では、高齢者医薬品適正使用にかかる事業の中で、これまでに指針や医療機関や地域においても活用できる手順書を作成し環境整備を進めてきた。
- またポリファーマシー対策は、詳細な薬剤情報だけでなく症状や日常生活動作（ADL）等の様々な情報に基づく評価が必須であり、多職種が対策の重要性の認識を共有し、連携して取り組むことが重要である。しかし、対策の効果について、十分なエビデンスが創出されておらず、強固な共通認識が醸成されない課題がある。
- この対応策として、令和6年度事業では2つの取組を進めている。1つ目の取組はレセプトデータを分析することでポリファーマシーの改善状況を測る指標を把握することを目的としたもので、2つ目の取組は希望する一部の地域（都道府県）を対象として、地域ポリファーマシーコーディネーターや薬剤調整支援者の設置運用など、手順書に定めたポリファーマシー対策を試行し、普及啓発することを目的としたものである。

今後の取組みの方向性（案）

- 令和7年度は、より強固なポリファーマシー対策業務の効果に係るエビデンスの入手を目的として、ポリファーマシー対策について一定の普及・啓発がなされた地域（都道府県）において、実務的な内容を含めたより一層のポリファーマシー対策業務の推進を図るとともに、令和6年度に得られた指標の検証等を行うための調査を実施してはどうか。
- 具体的には、例えば以下のような調査を実施してはどうか。
 - ・ 令和6年度に得られた指標について、地域での普及啓発や手順書の導入等を行う前後（令和5年度以前と令和6年度以降）でどのような変化があるのかを調査
 - ・ ポリファーマシー対策を実際に行った医療従事者等や患者に対して、どのような変化（薬物有害事象の減少、服薬アドヒアランスの改善等）があったかを調査

令和6年度～8年度までの事業イメージ

R5年度

- 病院、地域における調査
- 業務手順書（病院版）の改訂、業務手順書（地域版）の策定

R6年度

- 地域におけるポリファーマシー対策の実施環境整備、指針・手順書の普及啓発
- データ分析による、ポリファーマシー状況の改善を測る指標の検討

R7年度
(案)

- R6年度で検討した指標の検証
- ポリファーマシー対策を行わない場合/行った場合の変化について調査

R8年度
(案)

- R7年度の事業状況に応じて、不足する情報等があれば引き続き調査を実施
- 強固なポリファーマシー対策業務のエビデンスを得る

ポリファーマシー対策にかかる多職種における強固な共通認識の醸成
医療現場・地域における高齢者のポリファーマシー対策のより一層の推進
高齢者のポリファーマシーの回避・改善

ポリファーマシー対策について（高齢者医薬品適正使用検討会の取組）

高齢者においては、複数の併存疾患を治療するための医薬品を多数服用することによって、多剤服用による害を生じる「ポリファーマシー」に陥りやすい状況にある。

そこで、「高齢者医薬品適正使用検討会」を開催し、多剤併用時の適正使用情報（重篤副作用の発見・対処、薬剤選択情報（推奨薬と安全性））を中心に、有害事象回避のための処方見直し等の具体的な方法について定めた指針の策定、アップデートを行うとともに適正使用情報を効果的に周知する方法等について検討を行っている。

図1 服用薬剤数と薬物有害事象の頻度

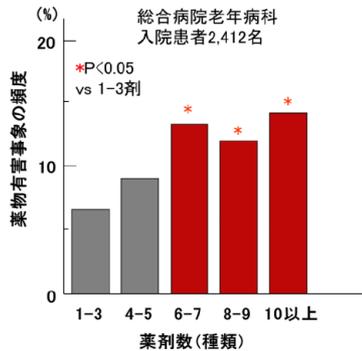
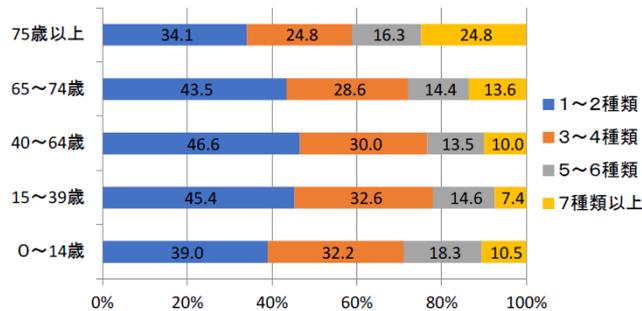


図2 同一の保険薬局で調剤された薬剤種類数(／月)
(平成28年社会医療診療行為別統計)



これまでの事業内容

- 平成30年度 高齢者の医薬品適正使用の指針策定
- 令和元年度 療養環境別の指針を策定
- 令和2年度 「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」（業務手順書）の策定
- 令和3年度 指針・業務手順書を特定の病院で実際に運用し、有効性の検証・課題の抽出
- 令和4年度 令和3年度の延長で地域（病院、薬局、介護施設等）で実際に運用し、有効性の検証・課題の抽出
- 令和5年度 令和3、4年度事業の成果を踏まえた指針及び業務手順書の見直しを実施

令和6年度の取組

- 見直しを行った指針及び業務手順書の地域における運用調査
 - 業務手順書等に基づくポリファーマシー対策の実施・調査
 - 地域の医師会・薬剤師会等を通じた取組の啓発活動や研修・勉強会等の実施
- 医療機関でのポリファーマシー対策業務の効果に係るエビデンス調査・検討
 - ポリファーマシーに係る基礎調査
 - ポリファーマシー対策業務の効果に係る指標検討

拡充 推進枠 **高齢者医薬品安全使用推進事業**

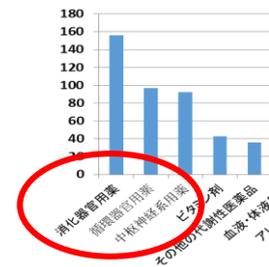
令和6年度政府予算案 23百万円 (12百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

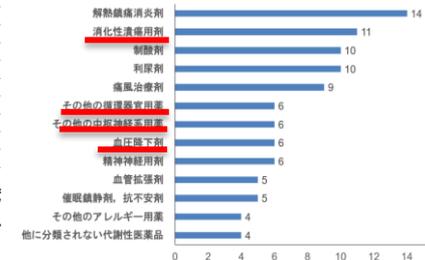
- 高齢化が進む中で、薬物有害事象が問題となりやすい高齢者の薬物療法の適正化（ポリファーマシー対策）はますます重要な課題となっている。
- ポリファーマシー対策を推進するため、厚生労働省では、当該事業の中で、これまでに病院向けの指針や手順書を作成しているが、令和5年度には診療所も含めた医療機関や地域においても活用できる手順書の作成を予定。
- 令和5年1月から電子処方箋の運用が開始され、重複投薬を確認しやすい環境が整備されている。
- ポリファーマシー対策は、詳細な薬剤情報だけでなく症状や日常生活動作（ADL）等の様々な情報に基づく評価が必須であり、多職種が対策の重要性の認識を共有し、連携して取り組むことが重要である。しかし、対策の効果について、十分なエビデンスが創出されておらず、強固な共通認識が醸成されない課題がある。
- 電子処方箋を利用している複数地域において手順書に則ってポリファーマシー対策を実施。その際、消化器官用薬、循環器官用薬、中枢神経用薬等の特定の薬剤に焦点を当てて重点的にエビデンスを創出する。

《第15回高齢者医薬品適正使用検討会資料から抜粋》

処方提案を行った薬剤
【三豊総合病院】



院内ポリファーマシー対策チームの提案で中止された薬剤【三豊総合病院】



2 事業の概要・スキーム

概要: 各地域において、当該事業で作成した手順書を使用してポリファーマシー対策を行う集団と特別な介入を行わない集団に分けて一定期間観察し、アウトカムとの関連を調査する。令和6年度は、国内におけるポリファーマシー対策の効果に係る適切なアウトカムについて検討・調査を行う。また、令和7年度以降の調査方法についても検討を行う。

アウトカム: 対象患者は複数疾患を抱えている場合が多く背景を一律にすることは困難であるが、例えば薬物有害事象の減少、患者のQOL、服薬アドヒアランスの改善、医療費の抑制等を候補とする。

3 実施主体等

シンクタンク等：電子処方箋を利用しポリファーマシーに取り組む地域や医療機関等を対象とする調査業務を委託

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

【施策の目標】

認知症の人が、居住する地域にかかわらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進めることを目標として、以下の施策を実施する

(1) 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備

- 認知症の人が住み慣れた地域で希望に沿った生活ができ、自らの意向が十分に尊重されるよう、居宅、介護事業所・施設、医療機関において、必要な医療・介護の提供が可能となる体制整備を推進する。また、併存する身体疾患や精神疾患について、かかりつけ医や地域包括支援センター等が必要な医療機関につなぐことができるよう必要な取組を推進する。

(中略)

- **ポリファーマシー²⁸対策を推進する**ため、かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師の配置を促進する。また、認知症の人の口腔機能等の維持・向上のため、専門職による口腔管理等を推進する。

(後略)

- 28 **単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス（処方された人が処方指示どおりに服薬する程度）の低下等の問題につながる状態。**